

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町合同	1	食品衛生法上の施設基準の緩和	<住民満足度による次世代おもてなし及び受け入れ環境の構築> 「どこでもランチ」 民泊利用者に対し、地域住民が家庭用台所で調理した郷土料理等の食事を提供	飲食店が少ない地域での受入環境を強化するとともに、民泊利用者と地域住民との交流の場を創出し、地域住民の生きがいがつくりや、地元食材活用による地域経済活性化に寄与する。さらに、交流を通じ「すさみ町ファン」から移住者を生み出し、人口増加につなげる。	食品衛生法及び同法施行規則で、住居その他食品等を取り扱うことを目的とした空間又は場所が同一の建物にある場合、それと区画されていること規定されている	(食品衛生法) (食品衛生法施行規則) 第66条の7 別表第19	民泊利用者に限定して地元住民が提供する食事については、農林漁業体験民泊等と同等の食品衛生法の要件緩和を行った食品営業許可を行うこと。 また、民泊利用者以外に対しても、客と同居して自ら調理した料理を食べる形式で営業を行う場合は、家庭用台所で調理したものを提供するところを認めること。	厚生労働省	規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、家主滞在型の住宅宿泊事業（以下「家主滞在型民泊」という。）の用に供する住宅が飲食店営業の許可を取得する際に求められる施設基準について、家庭用台所で営業で用いる調理場所の併用の弾力的な運用が可能である旨、令和3年度中に地方公共団体に通知する予定である。 これは、家主滞在型民泊において宿泊者に料理を提供するに当たり、一般的な飲食店と同様の施設基準が求められることにより、飲食店営業の許可が取得できず、料理を提供できないとの指摘があったことから、家主滞在型民泊が、一般的な飲食店と異なり「現に人の生活の本拠として使用されている住宅」での事業を前提としているという特殊性に鑑み、宿泊者に料理を提供する場合には、弾力的な運用が可能である旨の通知を行うものである。 そのため、民泊宿泊者以外の者に対して料理を提供する行為は、一般の飲食店と同様の行為であり、当該行為を行う家主滞在型民泊を、通知で示す弾力的な運用の対象とすることは考えていない。	すさみ町は当該域内に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や南紀熊野ジオパークなど、著名な観光資源を有しており、年間約90万人（R元）の観光客が来訪している一方、飲食店が10数件（夜の営業は10件未満）と非常に少なく、観光客等に食事を提供できる施設が絶対的に不足している。また、人口3,800人の小さな町ということもあり、安定的な飲食需要が見込めるものではなく、飲食店の新規出店も事業採算性の問題から難しいのが現状である。こうした過疎地域特有の実情を鑑み、観光客等の来訪者への食事提供の場を確保するため、民泊施設や農家民泊施設において、当該施設宿泊者以外の者への食事提供を認めていただきたい。	厚生労働省	民泊施設で宿泊者以外の者に対して料理を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、宿泊者への食事提供とは業態等、前提条件が異なることから、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。
和歌山県・すさみ町合同	2	家主同居型民泊の日数上限の撤廃	<住民満足度による次世代おもてなし及び受け入れ環境の構築> 「どこでも民泊」 地域の空き家および空き部屋を活用し、観光客等の宿泊場所として提供	宿泊施設の少ない地域において恒常的な民泊利用可能な状態をつくることで受け入れ態勢を強化する。 また、民泊利用者と地域住民との交流の場を創出し、「どこでもランチ」と同様に、関係人口増加につなげる。 またすさみ町の空き家率が13.5%（平成28年度調査）となっており、適切に管理されず放置され地域に悪影響を及ぼしているものもあり、空き家の有効活用により、空き家問題の解決を図る。	民泊の年間提供日数を180日以内としている。	(住宅宿泊事業法) 第2条第3項	所有者が家屋を住居の用に供しながら、空いている部屋等を有効活用する目的で行う「家主同居型」の民泊については、提供日数（180日）の制限を撤廃すること。 また、空き家民泊についても、防災・防犯等の問題解消を目的とした有効活用であるため、提供日数の制限を撤廃すること。	国土交通省 厚生労働省	住宅宿泊事業は、住宅を用いて一時的に人を宿泊させる事業を実施するものであるため、年間ペースの営業日数に限る必要がある。このため、住宅宿泊事業法では1年間で180日を超えないものとの制限を設けるとともに、規制の合理化の観点から旅館業において採られる許可制ではなく、届出制を採用しているところ。いたいたご提案内容も含め、1年間で180日を超える日数について、人を宿泊させる場合には、公衆衛生リスクの観点からも、旅館業法に基づき許可を受けた上で営業を行うことが適当と考える。	すさみ町には、通常は当該住宅で生活していないもの、お盆や年末年始などの限られた期間のみ使用されている空き家が多く、こういった住居を民泊で活用することは防災や防犯の観点からも有用であると考えている。これらの空き家を「住居」であることをもって、その使用実態を問わず一律に180日でご営業日数を制限する必要性は低いと考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省 国土交通省	住宅宿泊事業は、住宅を用いて一時的に人を宿泊させる事業を実施するものであるため、通常営業の旅館業と比較して公衆衛生上のリスクが相当程度低減されることから、規制の合理化を行いつつ、旅館業法から切り出した営業類型として新たに住宅宿泊事業法を創設した。このため、同法において、規制の合理化の対象となる事業については営業日数が180日を超えないことを要件として求めている。これを超える場合には、原則として旅館業法に基づき許可事業を行う必要があると考えている。
和歌山県・すさみ町合同	3	路線バスのオンデマンド化および多目的車両化	・既存のコミュニティバスを活用してスタートし、将来的には小型で低速のEV車両を活用し路線運行事業を行い、移動需要の変動により、時間や場所を特定しないオンデマンドにより輸送を行う。 ・乗客のいない時間帯には、オンデマンドの注文を受け入れ、人や荷物運ぶラストマイル走行を実施。バスにも、タクシーにも、モノを運ぶ運用も1台で担う運用を実現する。	・都会と違い、特定少数の乗客が想定されるすさみ町内において、オンデマンド輸送が最も効率的かつ乗客ニーズに沿った運行となり、運営側も長期的な継続が可能となる。 ・特に平日等の閑散期において、タクシーやモノ輸送として活用すれば、少ない台数で広いニーズに対応することができ、効率的かつ長期的な運営が可能となる。	・道路運送法第5条1項3号、道路運送法施行規則4条で路線・時刻を決めなければならないとされている。 ・道路運送法第3条及び4条で、運送事業を行う際には、営業する車両ごとに、旅客運送のバスやタクシー、または貨物運送のいずれかに申請し当局から許認可を頂く必要があり、1台の車両に対し、複数事業許可を取得することは認められていない。 ※平成29年6月から過疎地域において一定条件のもと自動車運送事業者の「かかげち運送」が認められている。	(道路運送法) 第5条1項3号 (道路運送法施行規則) 第4条 (道路運送法) 第3条、4条 H29.6.30国土交通省自動車局による措置	・地域で公平な利用機会が担保される場合は、道路運送法、道路運送法施行規則、例外規定を設けるなど、時間場所を自由に設定できるようにすること。 ・「かかげち運送」の取り扱いは条件（運送できる荷量など）を緩和し、自由度を高めること。 ・「かかげち運送」の取り扱いは条件（運送できる荷量など）を緩和し、自由度を高めること。	国土交通省	(地域で公平な利用機会が担保される場合の例外規定について) 規制改革事項について明確化を要するが、柔軟なダイヤの設定は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して路線不定期や区域運行として実施することが可能である。 〔「かかげち運送」の取り扱い条件（運送できる荷量など）を緩和し、自由度を高めること。について〕 貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認めているところである。 特に、貨客混載に係る積載量の規制は、貨物運送に適した車両の確保等の体制整備を許可の前提とする貨物自動車運送事業法の制度趣旨に鑑み、道路運送車両の保全、道路交通の危険の防止、車内の安全等の観点から対応することは困難である。			
和歌山県・すさみ町合同	4	路線バス・デマンドバスにおける変動運賃制の導入	・町内で運行する路線バス・デマンドバスの運賃を、繁忙期の観光客向け運賃を高く、平常時に地元住民向け運賃を安くするなど、需給により変動させる運賃を採用	・運行会社の事業継続性が担保され、すさみ町民や観光客の公共交通手段の長期的な維持が可能になるとともに、ニーズにあわせた多様なサービスの提供による利便性の向上が期待できる。	・道路運送法第9条により、路線バス・デマンドバスは、あらかじめ確定した運賃で運行しなければならない（ただし、高速バスを除く）。	・道路運送法第9条に基づき「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」	・IT等を活用し、合理的かつ明確な手法に基づき算出した場合、変動運賃額を採用すること。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、需給により変動させる運賃は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
和歌山県・すさみ町合同	5	完全自動運転によるバスの運行	バスに運転手が同乗しない完全自動運転バス（レベル4自動運転）の運行（最初は観光客向け短路線から始め、将来的には住民の定となる町内路線バス運行をめざす）	完全自動運転バス運行による観光誘客に加え、全国に先駆けて超高齢社会（老年人口比率が70%を超える地域も存在）を迎えているすさみ町において完全自動運転が可能となれば、少人数ローコストで運行が可能となり、継続的な高齢者等の移動支援（通院、買い物等）につながる	道路運送法第2条第1項第18号に規定する「運転者」は、自然人を想定している（答弁書第52号【大久保参議院議員が提出した質問主意書に対する答弁書】H28.2.23）	(道路交通法) 第2条第1項第18号 第71条の4の2 (道路運送車両法) 第41条第2項	「運転者」の定義に、「自動運行装置」を含めること。	警察庁 国土交通省	現在、「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの変り方について、警察庁で検討を進めているところである。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施された走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4に対応している。具体的には、道路運送車両法第41条の通り、システムが、運転者に代わって「予測」「判断」「操作」を行う、レベル3・4の自動運行装置を保安基準の対象装置に追加しており、道路運送車両の保安基準第48条において、当該装置の保安基準を規定している。			
和歌山県・すさみ町合同	6	自動運転バス運行における完全キャッシュレス化	自動運転バスをすさみ町内で運行する際の運賃収受を、顔認証による完全キャッシュレスに対応 また、非接触での運賃収受のため、感染症対策につながる	運賃収受を完全キャッシュレスにすることで、上記の乗務員なしでのスムーズな運行が可能となり、ロードコストでの継続的な運営につながる また、非接触での運賃収受のため、感染症対策につながる	道路運送法の運送引受義務として、現金しか持たない乗客を拒否できない	(道路運送法) 第13条	完全キャッシュレスに限定した自動運転バスの運行を許容すること (道路運送法第13条の例外規定に加えるなど)	国土交通省	無人自動運転移動サービスにおける完全キャッシュレスの取扱いについて、令和3年4月に通達において明確化したところであり、現金利用者への配慮を十分に行った上で、完全キャッシュレスによる自動運転サービスを行うことは可能である（道路運送法13条に基づき運送引受義務との関係についても整理済み）。			
和歌山県・すさみ町合同	7	一般公道上における「フリーポートゾーン」の設置	最高速度60km/hを前提とした、量産型車両電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）、低速である超小型モビリティの電動ハイブリッドバイク、休日の遊休公用車を観光客と住民でシェアするため、ワンウェイカーシェアの貸し出し返却場所を公道の路肩または歩道に設置	交通手段の少ないすさみ町内において、乗り捨て可能なワンウェイ型カーシェアサービスを実現することで、観光客の利便性が高まり、観光誘客につながる また、地域住民の活用も見込め、利便性向上につながる	道路運送法により駐車禁止場所が指定されている	(道路交通法) 第44条、45条、47条、48条	・駐車禁止場所として規制されている場所を規制緩和の対象とすること ・本サービスが、駐車禁止の例外及び許可対象に含まれるよう、規制緩和すること	警察庁	道路上のカーシェアリングステーションについては、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせない評価できる場合には、当該場所における駐車も可とする交通規制を実施することのほか、道路交通法第47条に定める停車又は駐車の方法の規定を適用しないこととすることも可能です。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、カーシェアリングステーションの構造等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
和歌山県・すさみ町合同	8	超小型の電動ハイブリッドバイク運転時の	超小型モビリティの電動ハイブリッドバイクを町内で運転させる場合、ヘルメット着用を可能とする	町内での近距離移動に適している超小型モビリティの電動ハイブリッドバイクをフリーポートゾーンなどでシェアリングするためには、ヘルメットの保管方法の課題がある。	道路運送法上、超小型モビリティ（電動ハイブリッドバイク）は、原動機付自転車に分類され、	(道路交通法)	交通量が少なく安全と認められた地域において、走行能力が自動車と同程度の電動ハイブリッドバイク、同十乗用の	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
町合同		けるヘルメット着用義務の緩和				第71条の4第2項		国土交通省	【国土交通省の認可について】 記載の提案内容について明確化を要するが、原動機付自転車の型式認定については、関係法令の改正状況等を踏まえて、見直しの要否について検討が必要。			
和歌山県・すさみ町合同	9	AI自動航行ドローンによる第三者上空飛行の解禁	<p><山間部過疎地における最適化された陸と空の物流網の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すさみ名物である「ケンケン鯉」など、時間単位の鮮度が重要となる食材をホテルや飲食店にAI自動航行ドローンで配送 ・現在は翌日以降の配達となっている地方夕刊紙を集会所等にAI自動航行ドローンで配送。将来的には住民の生活用品、観光客のお土産など、幅広い物資の配送に対応。 ・診療所での出張診療の際に処方された医薬品を、国保すさみ病院から診療所までAI自動航行ドローンで配送 	<ul style="list-style-type: none"> ・より鮮度の高い食材を観光客に提供することで観光誘客につながる。 ・地域の主要な情報源である地方紙を即日配達することで、地域の利便性が向上 ・ドローンにより日用品の配達を行うことで、物流事業者の人手不足に対応し、過疎地域でも物流網を維持できる。 ・小さな診療所しかなく、交通手段も乏しい地域において、医薬品のドローン配送実現により、都市部と同程度の医療を受けることが可能となる ・AI自動航行ドローンを活用することで、ドローン操縦者の工数を削減し、多数の物流需要に対応 	<p>航空法第132条の2は操縦者がいる前提で定められており、操縦者なしでの自動航行は認められていない。</p> <p>また、第三者上空飛行は禁止されており、夜間飛行や目視外飛行は事前承認が必要。(承認期間は原則3か月まで)</p> <p>※航空法改正案(令和3年3月9日閣議決定)では、一定の要件のもと夜間飛行・目視外飛行等の事前承認は不要となるが、危険物輸送や第三者上空飛行については事前承認が必須とされている。</p>	航空法132条の2	<p>技術的に安全性が担保された機体については、以下の飛行を認めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操縦者なしでのAI自動航行 ・日時、経路の事前承認なしでの第三者上空飛行 	国土交通省		改正航空法では、有人地帯(第三者上空)での飛行(いわゆるレベル4)が可能となるが、事前承認が必要であり、運用の際にその都度事前申請が必要なため現実的ではない。そのため、第三者上空に關しても飛行ごとの許可・承認ではなく、運用体制全体での許可・承認をいただき、同一のサービスを行うための飛行であれば申請なしでの飛行を認めることについて提案しているが、その内容に関して回答を頂きたい。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を補助者なしで目視外飛行するリスクの高い飛行であることから、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合であって、その運航管理体制について個別の許可・承認を受けなければ実施できません。レベル4飛行の実績を踏まえて今後包括的許可・承認が安全上可能かどうか検討してまいります。
			<p><南トラフ地震に備えた空から見護る防災強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からAI自動航行ドローンでインフラ等の状態を定期的に取得し、危険箇所の分析を行うとともに、災害時の状況と差分分析を実施することで、被災状況を瞬時に把握 ・災害発生時に住民及び来訪者全員が迅速かつ確実に避難するための避難誘導をスピーカー搭載ドローンにより実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・AI無人航行ドローンにより、人が立ち入れない場所でも日常からデータ収集・分析を行い、危険箇所を把握することが可能となる。 ・被災状況を瞬時に把握することで、人命救助や復旧・復興活動を迅速に行うことができる。 ・飛行しながら放送することで、従来の設置場所固定の防災無線に比べて、多くの人に対して的確な避難誘導を実施できる。 ・無人航行ドローンを活用することで、操縦者の工数を削減し、他の災害対応に注力できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンが道路上空や周辺を飛行する場合、単に道路上空の飛行は道路使用許可が不要とされているが、「一般交通に著しい影響を及ぼす」場合についての基準が明確でないため、同一の飛行内容でも警察署や担当者により許可の必要性の判断が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法 77条1項 ・国家戦略特区等提案検討要請回答(警察庁) 提案管理番号062040 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上空及び周辺の飛行について、道路使用許可が必要となる基準(飛行高度等)を明確にすること 	警察庁	道路の上空においてドローンを単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害とならないことから、原則として、道路使用許可を要しません。			他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行うおとしたり、ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起するための補助者の配置、ドローンの飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行うおとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるときは、ドローンを利用して、道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおとしりする場合については、道路使用許可が必要となる場合があります。
和歌山県・すさみ町合同	10	副業・兼業の労働時間の通算に関する特例	すさみ町内でのワーケーション実施を促進させつつ、ワーケーション実施者の町内での副業・兼業を促進する	高齢者率が高い町内において労働者不足が課題であり、副業兼業での労働人材確保ニーズが高い。そのため、ワーケーション実施者が町内で副業兼業することは、町内の産業の維持につながる。ワーケーション実施者が町内で地域の事業に携わることにより、地域に貢献でき、他では得られない、デュアルライフの充実につながる。	労働者が、事業主を異にする複数の事業場において「労基法に定められた労働時間規制が適用される労働者」に該当する場合には、労基法第38条第1項の規定により、それらの複数の事業場における労働時間が通算される	(労働基準法) 第38条第1項	すさみ町でワーケーションを行うとともに、地域の企業等での副業・兼業する場合、「労働時間の通算」の適用を除外すること ※ワーケーションはワークとケーションを組み合わせたもので、休暇を前提としているため、長時間労働とならないため	厚生労働省	異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要がある。労働者の過重労働防止のため、働き方改革関連法により労働基準法に時間外労働の上限規制が設けられたが、この上限規制についても、同様に、労働時間を通算して適用されることとなっている。	令和2年に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、労働時間の通算が割増賃金の支払義務に繋がることが明確化された。これにより、企業において、副業・兼業の労働者を雇い入れることは通常の雇用より割高になるといったことが明確になり、副業・兼業者を雇うメリットが失われている。人口減少社会、特に過疎地域において人材確保は喫緊の課題であることから、副業・兼業を含めた多様な働き方を進めるためにも、副業・兼業時の労働時間の通算は適用除外とすることが適当と考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省	労働者の過重労働を防止し労働者の保護を徹底する観点から、異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要があると考えている。また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考える。
和歌山県・すさみ町合同	11	時間単位年次有給休暇の取得制限の撤廃	すさみ町内での継続的なワーケーションや長期滞在型ワーケーションの実施を促進	現在のワーケーションは、短期型が主流であり、長期滞在型のワーケーションを促進することで飲食・観光等の地域消費が増加し、地域経済の活性化および関係人口増加につながる	<ul style="list-style-type: none"> ・長期滞在型のワーケーション促進には、柔軟な休暇取得が必要不可欠である。労働基準法において労使協定で定めることにより時間単位での取得が認められているが、累計5日間までに制限されている ・それ以上の有給休暇は原則一日単位での取得となる 	(労働基準法) 第39条の④の二	すさみ町内におけるワーケーション実施時に限り、時間単位年次有給休暇の取得制限を撤廃すること ※ワーケーション実施は労働者の身心のフレッシュに有効であり、時間単位有給休暇の取得による長期滞在型ワーケーションは、年次有給休暇制度の趣旨である労働者の休養の目的と合致している。	厚生労働省	職場への届出や幼稚園等への子供の送り迎え・学校行事への参加など、以前であれば「家族に代わり行ってもらおう」といったことが可能であったものが、女性の社会進出や核家族化の進展により困難になっている。また、テレワークやワーケーション、副業・兼業等、働き方の多様な化が進んでいる。これらの社会情勢の変化を鑑み、より柔軟に年次有給休暇を取得できるよう、時間単位の取得上限は撤廃すべきと考えるが、ご検討をお願いしたい。	厚生労働省	前回ご回答としたり、「規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)」において、「取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する」とこととされており、また、時間単位有給休暇の取得による年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、今後、有効な活用の在り方について検討を行う。	
和歌山県・すさみ町合同	12	「高度プロフェッショナル制度」に関する特例	町内におけるサテライトオフィス等で勤務するIT企業関連の従業員の「高度プロフェッショナル制度」活用を促進	働く時間帯の選択や時間配分を自ら決定することができる「高度プロフェッショナル制度」の活用により、進化した続けるスーパーシティを支えるIT人材の確保につながる。また、優秀な人材が町内に集まることにより、特に産業面や教育面において活性化が期待できる	【年収要件】 対象者の年収が、「基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準」である1,075万円以上	(労働基準法) 第41条の2第1項第2号ロ	対象者の年収を和歌山県の令和元年の基準年間平均給与額の248.1万円の3倍を相当程度上回る水準として、750万円以上に緩和すること。	厚生労働省	高度プロフェッショナル制度は、多様な柔軟な働き方の選択肢として必要な方に利用していただくために整備した制度であり、事業場の労使で十分に話し合った上で、真に必要な方に制度を有効に活用していただきたいと考えている。この制度については、平成31年4月に施行されてから約3年が経過したところであるが、引き続き制度の導入状況を注視していくとともに、制度が適正に運用されるよう制度の導入を検討する企業に対する相談・支援に丁寧に取り組む。なお、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考える。	厚生労働省	労働者の生活を守るための基準については全国一律のものである必要があることは承知しているが、賃金については、地域によって最低賃金にも差があるところであり、高度プロフェッショナル制度における年収要件についてもその地域の実情に応じた金額とすることが適当と考えるが、ご検討をお願いしたい。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町合同	13	農地にワークスペース機能を有する農業用ハウスを設置する場合の農地転用許可の特例	ワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設の導入によるワーケーション型グリーンツーリズムの推進	農業に関心のある方に向けて農業者等が体験交流施設を設置することで、関係人口の増大につながる。 来訪者が農家民泊等の観光サービスを利用することで、農業者等の所得増大・雇用の創出が期待できる。 また、「日本のレラス栽培発祥の地」としてのブランディングにも資するものである。	都道府県知事の許可を受けなければ、農地を農地以外のものとするはできない。	(農地法) 第4条第1項、第5条第1項	農業者等がワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設を整備することで、地域の農業振興を図ることができると市町村長が認定した場合、農地の転用許可を不要とすること	農林水産省	ご提案にある農業用ハウスの設置について、当該施設が農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設に該当する場合には、施設の底面をコンクリート敷にした場合であっても当該施設において行われる農作物の栽培は耕作に該当するものとみなされることから、農地転用の許可は不要となります。 他方、併設されるワークスペース部分や、ワークスペース部分と農業ハウスが一体となった複合施設の場合には、農業用施設に該当しないこととなるため、現行では、原則として農地転用許可を受ける必要があります。 なお、農林水産省においては、6月18日に閣議決定された成長戦略に基づき、市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域において、事業者が市町村の認定を受けた施設整備計画に従って、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合には、農用地区域からの除外手続を迅速化するとともに、農地転用許可を取得しなくてもよいものとする方向で検討することとしております。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
和歌山県・すさみ町合同	14	農地以外の場所にワークスペース機能を有する農業用ハウスを設置する場合の固定資産の評価の特例	ワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設の導入によるワーケーション型グリーンツーリズムの推進	農業に関心のある方に向けて農業者等が体験交流施設を設置することで、関係人口の増大につながる。 来訪者が農家民泊等の観光サービスを利用することで、農業者等の所得増大・雇用の創出が期待できる。 また、「日本のレラス栽培発祥の地」としてのブランディングにも資するものである。	不動産登記の地目が農地以外(宅地等)の場所を、当該地目で評価し課税	(地方税法) 第388条、固定資産評価基準(昭和38年12月25日付自治省告示第158号)	農業者等がワークプレイスが併設された縦型水耕栽培施設を整備することで、地域の農業振興を図ることができると市町村長が認定した場合、不動産登記上の農地以外の場所に設置されていたとしても、固定資産課税上は農地として評価すること	総務省	固定資産税の土地評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、現況の地目によるものとされている(固定資産評価基準第1章第1節一)。 したがって、現に農地として適切な肥培管理が施されており、かつ、一時的に耕作の用に供されているものでない土地の地目は農地として認定することになる。 ただし、固定資産評価基準における農地の範囲は、農地法上の農地の範囲と基本的には同様であり、提案されている施設の存する土地を農地として評価することは困難である。 一方、当該施設の存する土地は、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する農業用施設用地に該当する余地もあり、その場合は、当該土地の評価は、付近の農地の価格を基準として求めた価格に、造成費相当額を加算して求めることとされており、農地に準じた評価が行われることになる。 いづれにしても、本提案については、農業振興を図ることができると市町村長が認定する基準等についても整理する必要があると考えられ、固定資産評価基準だけでなく、農地法上の扱いをどうするかなど、農地関連の法令等との関係も整理した上で検討することが必要である。			
和歌山県・すさみ町合同	15	初診を含めたオンライン診療の恒久化	・地域外からの来訪者が、すさみ町の雄大な自然を満喫した結果、身体と心とにどのような変化もたらされるのか、旅行前から旅行後に至るそれぞれのバイタルデータ等を取得し、満足感を定量的に分析 ・来訪者が健康に不安がある場合や住民への医療提供のため、地域の病院でのオンライン診療を実施	・疾病リスクのある人を早期に発見することにより悪化を防ぎ、医療費を抑制 ・過疎地域での医療体制の堅持	無診察治療等の禁止	医師法第20条	現在は「時限的措置」としてオンラインや電話による初診が認められているもの(令和2年4月10日厚生労働省通知)、慢性的に医師が不足し、過疎化と高齢化が加速する地区での早期の課題解決のため恒久化すること	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめ、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」(「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定)こととしております。			
和歌山県・すさみ町合同	16	初回を含めたオンライン服薬指導の恒久化	地域外からの来訪者又は住民に前買記載のオンライン診療を実施した場合に、必要に応じ、調剤時の服薬指導をオンラインや電話で行う。	・疾病リスクのある人を早期に発見することにより悪化を防ぎ、医療費を抑制 ・過疎地域での医療体制の堅持	調剤時のオンライン服薬指導に、対面による服薬指導の実施を求めていること	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項 同法施行規則第15条の13第2項第1号乃至第3号	現在は「時限的措置」としてオンラインや電話による初回調剤時の服薬指導が認められているもの(令和2年4月10日厚生労働省通知)、過疎化と高齢化が加速する地区での早期の課題解決のため、恒久化すること	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを検討を行うこととしております。			
和歌山県・すさみ町合同	17	AI自動航行ドローンによる災害時の危険物輸送の解禁	<南海トラフ地震に備えた空から見護る防災強化> ・災害時に危険物(蓄電池・ガソリン等)を含む救援物資を孤立集落にAI自動航行ドローンで輸送	・土砂崩れ等による孤立集落が発生した場合、道路の寸断・電気の復旧が長期化したとしても、必要な電力や燃料を確保できる。 ・無人航行ドローンを活用することで、操縦者の工数を削減し、他の災害対応に注力できる。	航空法第132条の2は操縦者がいる前提で定められており、操縦者なしでの自動航行は認められていない。 また、危険物輸送は事前承認が必要。(承認期間は原則3か月まで) ※航空法改正案(令和3年3月9日閣議決定)では、一定の要件のもと夜間飛行・目視外飛行等の事前承認は不要となるが、危険物輸送や第三者上空飛行については事前承認が必須とされている。	航空法132条の2	技術的に安全性が担保された機体については、日時、経路の事前承認なしで、自治体による災害時の危険物輸送を可能とすること。 ※AI自動航行・第3者上空飛行についてはNo9で提案	国土交通省	【航空法について】 災害時には適用除外を設けております。	災害時の適用除外規定である航空法施行規則第二百三十六条の十において、「法第百三十二条の三の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。」とされているが、災害時に地方公共団体又はその依頼により、無人航空機で孤立集落や避難所等に救援物資(燃料等の危険物を含む)を搬送することは、同規定における「捜索又は救助」に当たると解してよいか回答を頂きたい。	国土交通省	本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危険のおそれがある場合において、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置(調査・点検、捜査等の実施を含む。)を指しており、当該措置を目的として無人航空機を飛行させる場合については、本特例が適用されることとなります。 【参考】無人航空機に係る規制の運用における解釈について https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf